

横浜市給付認定及び利用調整に関する基準

制 定 平成 26 年 10 月 14 日 こ企第 583 号 局長決裁
最近改正 令和 年 月 日 こ保認第 号 局長決裁

(保育の必要性の認定基準)

- 1 子ども・子育て支援法施行規則第 1 条の 5 第 1 項各号に規定する事由については、別表 1 に定める基準によってその事由の有無の判断を行う。

(利用調整の順位)

- 2 別表 1 に規定する認定基準を満たし保育の提供が必要であると認定されたにもかかわらず、その利用を希望する保育所等について、利用の申込みに係る子どもの数及び当該保育所等を現に利用している子どもの総数が当該保育所等の利用定員の総数を超える場合は、当該利用の申込みに係る子どもについて、以下に規定するランクによりその利用を調整する。
 - (1) 別表 2 に基づき、ランクを区分する。
 - (2) 別表 2-2 に基づき、(1) で区分したランクの再調整を行う。

(同一ランクの順位)

- 3 上記 2 に規定する利用調整の際に同ランクの利用希望者が複数名いるときは、別表 3 に基づき利用調整指数を付与することにより、利用調整順位を判断する。

(保育所等の利用が保留となった場合に育児休業の延長を許容できる場合の利用調整の順位)

- 4 上記 2 及び 3 の規定にかかわらず、横浜市給付認定及び利用調整等実施要綱第 4 条第 1 項に規定する利用申請書（以下、「利用申請書」という。）において「希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できるため、利用調整の優先順位が下がってもよい。」を選択した場合は、ランクを I ランク、調整指数を -10 及び類型間の優先順位を⑧求職中として利用の調整を行う。

また、利用申請書において「希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できるため、利用調整の優先順位が下がってもよい。」を選択した者が複数名いるときは、別表 3 の＜同一ランク・同一調整指数で並んだときの利用調整＞2 及び 3 に基づき利用調整順位を判断する。

(利用調整の対象としない場合)

- 5 上記 2、3 及び 4 の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、利用調整の対象としない。ただし、横浜市が別に認めた場合は、この限りでない。
 - (1) 翌年度 4 月 1 日利用開始の利用調整において、すでに行われた同一利用開始日の利用調整で内定（辞退も含む）した場合
 - (2) 翌年度 4 月 1 日利用開始の利用調整において、当該利用調整に係る申請締切日以降、締切日の属する年度の途中から利用開始の利用調整においてすでに内定し、利用する場合
 - (3) 優先入所（横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例第 6 条第 1 項第 3 号に定める連携施設での受入れ、保育所等に移行する横浜保育室の在園児童における当該保育所等での受入れ又は認定こども園に移行する幼稚園の在籍児童における当該認定こども園での受入れをいう。）においてすでに内定（辞退も含む）した場合（翌年度 4 月 1 日利用開始の利用調整までの期間に限る）
 - (4) 利用の申込みに係る子どもが出生前であって、当該子どもが本市の定める期限までに出生せず、又は出生後に出生後届出書の提出がなかった場合
 - (5) 翌年度 4 月 1 日利用開始の一次利用調整において、利用調整の前に市外に転出した場合
 - (6) 利用を希望する全ての保育所等において、当該保育所等で定められた受入れを可能とする月齢を満たしていない場合
 - (7) その他福祉保健センター長が認める場合

(委任)

- 6 福祉保健センター長は、横浜市給付認定及び利用調整に関する基準の施行に関し、必要に応じて実施細目を定めることができる。

附 則

この基準は、平成 26 年 10 月 14 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 28 年 10 月 14 日より施行し、平成 29 年 4 月利用調整から適用する。

附 則

この基準は、平成 29 年 9 月 25 日より施行し、平成 30 年 4 月利用調整から適用する。

附 則

この基準は、平成 30 年 9 月 26 日より施行し、平成 31 年 4 月利用調整から適用する。

附 則

この基準は、令和元年 8 月 1 日より施行し、令和 2 年 4 月利用調整から適用する。ただし、次の各号に掲げる基準については、当該各号に定めるものとする。

- (1) 別表 1（保育の必要性の認定基準 9 を除く） 令和 2 年 4 月給付認定から適用する。
- (2) 別表 1（保育の必要性の認定基準 9 に限る） 施行日より適用する。ただし、施行日から令和 2 年 3 月 31 日までの間は、従前の「保育の必要性の事由の定義」を適用する。

附 則

この基準は、令和 2 年 9 月 14 日より施行し、令和 3 年 4 月利用調整から適用する。

附 則

この基準は、令和 3 年 9 月 10 日より施行し、令和 4 年 4 月利用調整から適用する。

附 則

この基準は、令和 4 年 9 月 2 日より施行し、令和 5 年 4 月給付認定及び利用調整から適用する。

附 則

この基準は、令和 年 月 日より施行し、令和 6 年 4 月給付認定及び利用調整から適用する。

別表1「保育の必要性の認定基準」

保育の必要性の認定基準	保育の必要性の事由の定義	保育標準時間・保育短時間の区分
1 保護者が居宅外又は居宅内で労働することを常態とすること。	(1) 保護者が居宅外で原則として月 64 時間以上労働することを常態とするものであって、次のものを含む。 ア 居宅外の自営又は農漁業従事者。 イ 勤務先が決定又は内定しているもの。(利用開始後、1 か月以内に就労するもの。) (2) 保護者が居宅内で原則として月 64 時間以上事業の営業者又は事業専従者として労働することを常態とするもの。(内職従事者を含む。)	ア 月 120 時間以上労働する場合は保育標準時間の区分とする。 イ 月 64 時間以上労働する場合は保育短時間の区分とする。ただし、アに該当する場合は除く。
2 保護者が妊娠中であるか又は出産後間がないこと。	(1) 保護者が妊娠中であるもの。 (2) 保護者が出産又は出産予定日の後 8 週間の期間にあるもの。 (3) 出産は妊娠 85 日以上の分娩とし、死産及び流産を含むものとする。	保育標準時間の区分とする。
3 保護者が疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。	(1) 保護者の治療又は療養の期間が原則として1 か月以上に渡り、自宅療養又は入院療養のもの。ただし、自宅療養者については原則として通院加療中で、児童の保育が必要であるもの。 (2) 保護者が療育手帳の交付を受けているもの。 (3) 保護者が身体障害者手帳の交付を受け、1 級から 4 級に判定されたもの。 (4) 保護者が精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているもの。 (5) 保護者が(2)～(4)の判定のないものであっても、障害の程度によって児童の保育が必要であると判断されるもの。	保護者の申請により、保育標準時間又は保育短時間の区分とする。
4 保護者が、同居の親族(長期間入院等をしている親族を含む。)を常時介護又は看護していること。	(1) 親族が治療等に原則として1 か月以上の期間を要するもの。疾病には負傷を含む。 (2) 親族が療育手帳の交付を受けているもの。 (3) 親族が身体障害者手帳の交付を受け1 級から 3 級に判定されたもの。 (4) 親族が精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているもの。 (5) 親族が(2)～(4)の判定がないものであっても、障害の程度によって常時介護を要すると認められるもの。 (6) 常時介護とは、病院等で原則として月 64 時間以上看護に従事することをいう。又は自宅において病臥の状態にあるものを看護するもの、親族に身体障害者等がいてその介護に従事するものをいう。 なお、病院、特別学校及び障害児(者)施設等に通院、通学、訓練等のため原則として月 64 時間以上付添をしているものを含む。	保護者の申請により、保育標準時間又は保育短時間の区分とする。
5 保護者が、震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。	(1) 保護者が自宅及びその近隣の火災その他の災害の復旧に当たっているもの。	保育標準時間の区分とする。
6 保護者が、求職活動(起業の準備を含む。)を継続的に行っていること。	(1) 保護者が求職活動(起業準備を含む)をすることを常態としているもの。 ただし、3 か月の範囲内で求職活動に必要と認められる妥当な期間を定めることとする。	保育短時間の区分とする。
7 保護者が、就学することを常態とすること。	(1) 保護者が原則として月 64 時間以上就学することを常態とするものであって、次のいずれかに該当すること。 ア 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校、同法第 124 条に規定する	ア 月 120 時間以上就学する場合は保育標準時間の区分とする。 イ 月 64 時間以上就学する場合は保育短時間の区分とする。

	<p>専修学校、同法第 134 条第 1 項に規定する各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学しているもの。</p> <p>イ 職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）第 15 条の 7 第 3 項に規定する公共職業能力開発施設において行う職業訓練若しくは同法第 27 条第 1 項に規定する職業能力開発総合大学校において行う同項に規定する指導員訓練若しくは職業訓練又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成 23 年法律第 47 号）第 4 条第 2 項に規定する認定職業訓練その他の職業訓練を受けているもの。</p>	ただし、アに該当する場合は除く。
8 保護者が児童虐待を行っている又は配偶者からの暴力を受けていると認められること。	<p>(1) 児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）第 2 条に規定する児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあると認められるもの。</p> <p>(2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号）第 1 条に規定する配偶者からの暴力により小学校就学前子どもの保育を行うことが困難であると認められるもの。（(1) に該当する場合を除く。）</p>	保育標準時間の区分とする。
9 保護者が、育児休業をする場合であって、当該保護者の当該育児休業に係る子ども以外の小学校就学前子どもが特定教育・保育施設、特定地域型保育事業又は特定子ども子育て支援施設等を利用しており、当該育児休業の間に当該特定教育・保育施設等を引き続き利用することが必要であると認められること。	<p>(1) 保護者の育児休業開始日において、児童が、次年度に就学を控えているもの。（いわゆる年長組）</p> <p>(2) 保護者の健康状態やその子どもの発達上環境の変化が好ましくないと考えられる場合など、児童福祉の観点から当該施設・事業を引き続き利用することが適当と認められるもの。</p>	保育短時間の区分とする。ただし、育児休業に係る子どもが多胎児の場合は、保護者の申請により、保育標準時間の区分とすることができる。
10 保護者が、前各号に類するものと認める状態にあること。	<p>(1) 別居の親族を常時介護又は看護しているもの。</p> <p>(2) ひとり親世帯等において就労、求職活動、職業訓練等を行うことにより自立の促進が図られると福祉保健センター長が判断したもの。</p> <p>(3) 保護者が、育児休業をする場合であって、当該保護者の当該育児休業に係る子ども以外の小学校就学前子どもが地域型保育事業、認可乳児保育所又は横浜保育室の卒園児であり、進級時に特定教育・保育施設等を引き続き利用することが必要であると認められるもの。</p> <p>(4) その他児童福祉の観点から福祉保健センター長が特に保育が必要な緊急度が高いと判断したもの。</p>	福祉保健センター長の判断により、保育標準時間又は保育短時間の区分とする。

別表2 「利用調整基準」

(基準の考え方)		
※ ランクは、A B C D E F G H I の順に利用調整の順位が高いものとします。		
※ 父、母でランクが異なる場合は、順位の低いランクを適用します。		
※ 障害児・医療的ケア児・児童福祉の観点から保育が必要な児童については、この利用調整基準を基に別途に利用調整します。		
※ 利用調整に当たっては、保育が必要な理由別の下記の「ランク表」に基づきA～Iの順に区分し「その他の世帯状況」とともに総合的に保育が必要な程度を判断し、利用調整の順位を判断します。		
※1 「11 その他」のランクは当該児童・世帯の状況に応じて別途判断します。		
父・母が保育できない理由、状況		ランク
1 就労（内定含む）	月20日以上かつ就労時間1週40時間以上就労している。	A
	月20日以上かつ就労時間1週35時間以上40時間未満就労している。	B
	月16日以上かつ就労時間1週24時間以上就労している。	C
	月16日以上かつ就労時間1週16時間以上24時間未満就労している。	D
	月12日以上かつ就労時間1週16時間以上就労している。	E
	就労時間月64時間以上就労している。	F
2 産前産後	妊娠中の場合又は出産若しくは出産予定日の後8週間の期間にある場合。	G
3 (1) 病気・けが	入院又は入院に相当する治療や安静を要する自宅療養で常に病臥している場合。	A
	通院加療を行い、常に安静を要するなど、保育が常時必要な場合。	C
	通院加療を行い、保育が必要な場合。	E
3 (2) 障害	身体障害者手帳1～2級、精神障害者保健福祉手帳1～2級、愛の手帳（療育手帳）の交付を受けていて、保育が常時必要な場合。	A
	身体障害者手帳3級又は精神障害者保健福祉手帳3級の交付を受けていて、保育が必要な場合。	B
	身体障害者手帳4級の交付を受けていて、保育が必要な場合。	E
4 親族の介護	臥床者・重症心身障害児（者）、又はそれと同程度の障害等があると認められる者の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、月20日以上かつ1週40時間以上保育が必要な場合。	A
	重度障害児（者）、又はそれと同程度の障害等があると認められる者の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、月20日以上かつ1週40時間以上保育が必要な場合。	B
	病人や障害児（者）の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、月16日以上かつ1週28時間以上保育が必要な場合。	C
	病人や障害児（者）の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、月64時間以上保育が必要な場合。	F
5 災害の復旧への従事	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている。	A
6 通学	就職に必要な技能習得のために月64時間以上職業訓練校、専門学校、大学などに通っている。	E
7 求職中	求職中。	H
8 ひとり親世帯等	ひとり親世帯等において、就労、求職活動、職業訓練等を行うことにより、自立促進が図られると福祉保健センター長が判断した場合。	A
9 保育士等	世帯において「保育士、看護師、保健師、助産師又は准看護師の資格を保有する保護者が、市内の認可保育所、認定こども園、横浜保育室、認可乳児保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、企業主導型保育事業、横浜市私立幼稚園等預かり保育事業（市型預かり保育）実施園、横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業実施園、乳幼児一時預かり事業又は病児・病後児保育事業で、月64時間以上保育業務に従事する又は内定している（派遣職員は除く）」場合。 ※横浜市私立幼稚園等預かり保育事業（市型預かり保育）実施園及び横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業実施園については幼稚園教諭も可とする。	A
10 市外在住	横浜市外に在住している場合（転入予定者は除く）。 ※市外在住者で「9 保育士等」の要件を満たす場合には当該ランクを適用せず、市内在住者と同様にランクを判定する。	I
11 その他	児童福祉の観点から、福祉保健センター長が特に保育の必要性の緊急度が高いと判断した場合。	※1

別表2-2 「その他の世帯状況」

ランクの引上げに用いる指標

※ 「利用調整基準」におけるランクが「8 ひとり親世帯等」「9 保育士等」「10 市外在住」の場合は、適用しません。

※ 元のランクがAランクの場合であっても適用します。

- (1) ひとり親世帯等
- (2) 生活保護世帯（就労、求職活動、職業訓練等を行うことにより、自立の促進が図られると福祉保健センター長が判断した場合に限る）
- (3) 生計中心者が失業している場合
- (4) 横浜保育室、認可乳児保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業、年度限定保育事業等の卒園児
- (5) きょうだいの育児休業のため、横浜保育室、認可乳児保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業等を卒園前に利用を止め、復職時に申請をする場合
- (6) きょうだいの育児休業のため、認可保育所又は認定こども園（保育利用）を退所し、復職時に認可保育所又は認定こども園（保育利用）に再度利用の申請をする場合（2つ引上げ）
- (7) きょうだい既に利用している保育所等（※）の利用を申請する場合。又はきょうだいが同時に同一の保育所等の利用を申請する場合。
※認定こども園（教育利用）をすでに利用している場合を含む。
- (8) 認定こども園の教育利用をしている児童が、引き続き同一の認定こども園の保育利用を申請する場合
- (9) 保育士、看護師、保健師、助産師又は准看護師の資格を保有する保護者が市内の認可保育所、認定こども園、横浜保育室、認可乳児保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、企業主導型保育事業、横浜市私立幼稚園等預かり保育事業（市型預かり保育）実施園、横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業実施園、乳幼児一時預かり事業又は病児・病後児保育事業で保育業務に従事又は内定している場合（派遣職員は除く）（2つ引上げ）
※横浜市私立幼稚園等預かり保育事業（市型預かり保育）実施園及び横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業実施園については幼稚園教諭も可とする。

別表3 「調整指数一覧表」

代替手段としての有償保育利用状況、就労状況等、ランク・調整指数等の判定を行う基準日は、利用を希望する月の前々月の末日です。その時点における状況で利用調整を行います。

4月1日一次利用調整の場合は、前年の9月末日を基準日とします。二次利用調整の場合は1月末日を基準日とします。

	内容		備考
保育の代替手段 (右記のうち主たるもの1項目のみを適用します)	利用申請児童を65歳未満の親族に預けている。	-1	
	認可保育所又は認定こども園からの転園。(転居を伴う場合又は、きょうだい同一施設・事業に利用を希望するための転園は除く。)	-1	
	横浜保育室、認可乳児保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業、年度限定保育事業等の卒園児。	5	原則、卒園証明書等証明資料がある場合に限りです。
	利用申請児童を横浜保育室、認可乳児保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業、年度限定保育事業等へ預けている。(一時保育のみの利用は除く。)	1	原則、在園証明書等証明資料がある場合に限りです。
	きょうだいの育児休業のため、横浜保育室、認可乳児保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業等を卒園前に利用を止め、復職時に申請をする場合。	5	原則、利用期間のわかる証明資料がある場合に限りです。
	利用申請児童を[横浜保育室、認可保育所、認定こども園(保育利用)、小規模保育事業、家庭的保育事業等]以外へ有償で月64時間以上預けている。(一時保育を含む複数施設での利用も可。親族に有償で預けている場合は除く。)	3	原則、契約書等証明資料がある場合に限りです。
	保育の代替手段に関して、上記以外の場合。	0	
世帯の状況	保護者が身体障害者手帳1～2級・愛の手帳(療育手帳)・精神障害者保健福祉手帳1～2級の一つに該当する場合。又はそれと同程度の障害があると認められる障害者の場合。	5	元のランクの類型が「障害」のときは加点しません。障害者手帳等証明資料がある場合に限りです。
	保護者が身体障害者手帳3級以下又は精神障害者保健福祉手帳3級で保育に著しく負担がかかる場合。	3	
	保護者が身体障害者手帳1～2級・愛の手帳(療育手帳)・精神障害者保健福祉手帳1～2級の一つに該当する場合。又はそれと同程度の障害があると認められる障害者の場合。	3	元のランクの類型が「障害」のときはのみ加点します。障害者手帳等証明資料がある場合に限りです。
	保護者が身体障害者手帳3級以下又は精神障害者保健福祉手帳3級で保育に著しく負担がかかる場合。	2	
	同居の親族内に身体障害者手帳3级以上・愛の手帳(療育手帳)・精神障害者保健福祉手帳を持っている者がいて日常的に介護している場合。(当該児童又は保護者がこれらの手帳を持っている場合は除く。)又は、同居の親族内に要介護1以上の認定者がいて日常的に介護している場合。(在宅介護に限る。)	2	元のランクの類型が「親族の介護」のときは加点しません。障害者手帳や介護保険証等証明資料がある場合に限りです。
	別居の親族内に身体障害者手帳3级以上・愛の手帳(療育手帳)・精神障害者保健福祉手帳を持っている者がいて日常的に介護している場合。(当該児童又は保護者がこれらの手帳を持っている場合は除く。)又は、別居の親族内に要介護1以上の認定者がいて日常的に介護している場合。(在宅介護に限る。)	1	
	継続的な入院等、医療を必要としているきょうだいの介護を行っている。(施設入所、通所・通学の付き添いについては除く。)	3	元のランクの類型が「親族の介護」のときはのみ加点します。
就労状況 (父母共に該当する場合であっても2倍しません)	認定こども園の教育利用をしている児童が、引き続き同一の認定こども園の保育利用を申請する場合。	5	
	単身赴任をしている場合。	2	
	両親のうち一方でも毎月2回以上の夜勤を伴う勤務である世帯。	1	
	元のランクの類型が「1 就労」であり、就労開始予定の場合。	-2	
ひとり親世帯等	元のランクが「7 求職中」で、継続して3か月以上就労している場合。	1	
	ひとり親世帯等で65歳未満の同居親族がない場合。	3	
	ひとり親世帯等で65歳未満の同居親族がいる場合。	1	
	元のランクが「8 ひとり親世帯等」で就労内定の場合。	-2	上2行の点数と重複して適用します。
保育士等	元のランクが「8 ひとり親世帯等」で求職中の場合。	-7	
	元のランクが「9 保育士等」で、就労している場合。	-1	当該項目が適用された場合、他の調整指数は適用されません。
きょうだいの状況	元のランクが「9 保育士等」で、就労開始予定の場合。	-3	
	きょうだいがい既に利用している保育所等(※)の利用を申請する場合。又はきょうだいと同時に同一の保育所等の利用を申請する場合。	4	※認定こども園(教育利用)をすでに利用している場合を含みます。
	きょうだいがい既に利用している保育所等以外に利用を申請する場合。又はきょうだいと同時に別の保育所等の利用を申請する場合。	3	

<同一ランク・同一調整指数で並んだときの利用調整>

※同一ランク・同一調整指数で並んだときは、次の順に考慮して利用調整します。

1	類型間の優先順位(①～⑧の順) ① 災害 ② 疾病・障害 ③ 就労 ④ 介護 ⑤ ひとり親等 ⑥ 就学等 ⑦ 出産 ⑧ 求職中
2	養育している小学生以下の子どもの人数が多い世帯。
3	経済的状況(合計所得金額)が低い世帯。 ※低い世帯を優先。